

法の形式的普遍性とそのポテンシャル

カントの普遍主義の継承者としてのハーバーマスとデリダ

米田 恵

アメリカ大統領によって、イラク戦争における「大規模戦闘終結宣言」が行われた 2003 年 5 月、ハーバーマスとデリダは、『フランクフルター・アルゲマイネ』紙に、「われわれの更新:戦後・ヨーロッパの再生」というタイトルの共同署名によるエッセイを寄稿した。ハーバーマスが執筆し、デリダがコメントをつけて署名したこのエッセイで、彼らは、有志連合によるイラクへの「混乱した不十分な根拠にもとづく侵略行為」を批判するとともに、同年 2 月にブッシュの戦争計画に反対してヨーロッパの各都市で行われた大規模な反戦デモに、「ヨーロッパ公共圏の誕生のシグナル」を読み取っている。ここで語られる「ヨーロッパ」は、「いかなるヨーロッパ中心主義をも超えた、新たなヨーロッパ」であり、その政治的責任とは、「国民国家を超えた統治」の最初の形式、つまり、EU のコンセンサス形成過程という歴史的経験を通じて、国際法と国際的な諸機関がもつ意味の再確認と、その有効な再編、改革を呼びかけ、未来の「Weltinnenpolitik (世界規模の内政)」をデザインするために、自らの影響力を行使することであると主張される。ここで両者は、それぞれの言葉で、カントの世界市民主義の思想に言及している。ハーバーマスは、上述の「Weltinnenpolitik」を、「法的に調整される多国間の国際秩序の構築」に対するヨーロッパ社会の願いの先にあるものと見なし、これを「カントの希望」と呼んでいる。またデリダは、次のようにコメントしている。「私は、このテキストの決定的な前提条件と観点を共有しています。……[それらは]決して一義的ではないにしても、精神において、カントの伝統のもとにあるものです」。

本発表では、両者が共有するというこのカント的「精神」を、カントが(晩年の義務理論の変遷において厳密に「徳」とは区別して)「法」を語る際の「普遍性」という形式的原理のうちに見出しようということを論じたい。カントは法を、「ある人の選択意志が他の人の選択意志と自由の一つの普遍的法則に従って統合されるような諸条件の総体」であると定義する。すべての人の個別意志を普遍法則的に制限するような、つまり、万人がそれによって互いに平等な仕方では法則的に自由を制限しあうような、共存の諸条件だけが、「法」と呼ばれる。形式として示される普遍性を要求するこの法の定義は、個別国家の法規範についても、たとえいかに不完全なものであれ、「国際法」と呼ばれる諸国家間の法規範についても同様に妥当する。それが「法」である以上、そのもとにあるすべての主体の自由を平等に制限するような規定のみが許容されるべきであり、また、その規定が法則的に適用されるのでなければならない。カントは、この法概念にもとづいて創設された法的体制だけが、人間のあいだの平和状態を可能にすると主張する。ハーバーマスとデリダが「国際法にもとづくコスモポリタンの秩序」への希望をカントの伝統のうちに位置づけるとき、カントの法概念が求める形式的普遍性という理念が共有されているというのが、本発表の主張である。

(1)だが、普遍主義的に再編成される「国際法」とそれにもとづいて構築される「コスモポリタンの秩序」には、どの程度の現実性を見込むことができるだろうか。論点を明確にするために、ここで、ハーバーマスの議論の普遍主義的傾向に対して向けられる疑義を確認する。周知のように、ハーバーマスは、「正義と善」「規範と価値」「道徳と倫理」を区別している。「倫理」は共同体に相対

的な「価値」であり、多様な生活形態における「善き」生という、コンテキスト依存的な文脈で考察されるべき問題である。それに対して「道徳」は、何が正しいかという「正義」の問題であり、それにもとづいてすべての人間に妥当する「規範」が生み出される。ただしそれは形而上学的な絶対性ではなく、議論を通じてコミュニケーション的に達成されるべきものである。たしかに、個別文化に相対的な「価値」の文脈を超えて、すべての人間を拘束するこの「正義」のパーспекティブがなければ、諸国家にとっての共通の「規範」としての「国際法」を考へることはできないだろう。だが、ハーバーマスの議論の前提条件となっているこの区別について、トーマス・マッカーシーは、それがハーバーマスの議論内在的に維持しえないものであるという批判を展開し、その場合、合理的な合意を通じて普遍妥当的な「規範」に到達するというハーバーマスの構想は、政治的意志決定のための適切なモデルとはなりえないと見ている。マッカーシーの議論の検討を通じて、その論点がメディア論的なハーバーマス批判とも結びつくことが確認されるが、このことは本発表にとって重要である。というのも、デリダもまた、メディア＝媒体という観点から討議倫理的な研究に対する警戒を示しているからである。『他の岬』では、「民主的で寛容なヨーロッパ的企画」に対してであっても向けられるべき注意喚起とともに、さらに、そうした言説自体を理論化する「コミュニケーション的行為」の理論についても、それが、媒体＝メディアの同質性を押しつけ、当該の言語モデルを複雑化するものの価値を貶める抑圧的な傾向をもつことに注意が促されている。(2)ところで、「規範」と「価値」にまつわる区別についてのハーバーマスの言及に変遷がみられるということが、三島憲一によって指摘されている。1992 年の『事実性と妥当性』において明確に示されていた区別の線引きと「価値」に対する「規範」の優先という見解には、その後の個々のテーマに関する発言では、揺らぎが見られるようになる。ただしそれは、思考の基本が変わったということではなく、メタレベルでの「区別自身の形式的普遍性」は保持されつつ、それが「そのつどのコンテキストで具体化される」と考えられていると、三島は見ている。そこで、このように解釈された普遍性とコンテキスト性の関係を、デリダが『法の力』において「脱構築可能である法と脱構築不可能である正義」について述べるときの、「法」と「正義」、「普遍性」と「特異性」といった諸概念の位置づけと対置させる。「正義」は、普遍性の尊重を含むと同時に、特異性の尊重を含む。法は法である以上、普遍性への要求であり続けるが、その一方で、絶対的な特異性を考慮に入れ注意を払うことを命じる。デリダは、還元不可能な特異性と典型性とを同時に考慮しなければならない法の普遍的構造を言語の構造と結びつけて、「法の法」と呼び、そこに「正義」の可能性を見ている。規範の普遍妥当性とコンテキスト依存的な特殊性についてのハーバーマスとデリダの見解を重ね合わせることで、共通の法にもとづいた「Weltinnenpolitik」を構想するという両者の希望の思想的根拠の位置に、ある形式的な仕方では理解された「普遍性」の尊重という共通点が見出せることを示す。

(3)ハーバーマスとデリダの思想は、多元主義的な現代社会における問題性への応答である。この点で、200 年以上前に考察されたカントの思想が時代的制約のもとにあるのは当然のことであるが、法概念の原理的考察にもとづいたカントの法構想には、ハーバーマスとデリダによって共有されていると同様の、アクチュアルに有効な普遍主義のあり方を読み取ることができる。最後に、そのポテンシャル性を示唆し、本発表の結論とする。